

新城市電子入札の紙入札参加に関する運用基準

1 趣旨

この運用基準は、新城市（以下「市」という。）と入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）が市の電子入札実施要領第5条、第10条及び第11条並びに物品等電子調達実施要領第6条、第13条、第14条及び第15条に関する入札手続きについて、円滑かつ適切に運用できるように取り扱いを定めるものである。

2 本基準の取り扱い

本基準は、市があいち電子調達共同システム（CAL/EC）又は（物品等）（以下「共同システム」という。）で発注する電子入札案件に適用する。

また、入札に関することについて、本基準に記載のない事項については、市の契約規則等に定めるものとする。

3 適用範囲

指名競争入札の案件に適用する。

4 紙入札による電子入札案件への参加について

市は、入札参加者から、紙入札参加承認願が提出されたとき、入札参加者が紙入札承認の基準を満たすことを確認できた場合には、当該案件に限り紙入札による参加を認めるものとする。

5 紙入札承認の基準

(1) あいち電子調達共同システム（CAL/EC）で発注の案件は、市の電子入札実施要領第10条に記載の事項に該当している場合

(2) あいち電子調達共同システム（物品等）で発注の案件は、市の物品等電子調達実施要領第13条に記載の事項に該当している場合

ただし、あいち電子調達共同システム（物品等）で発注の案件は、電子入札を拡大するため、新規にICカードを取得中である場合（電子入札に対応するための準備を行っている場合）であれば、その内容がわかる紙入札参加承認願を提出し、紙入札について認められた者は、紙入札での参加ができるものとする。

6 紙入札参加承認願の提出等について

(1) 紙入札の参加を希望する入札参加者は、各要領に定められた期限までに次の方法で紙入札参加承認願を市へ提出するものとする。

ア 持参による方法

イ 郵送による方法

ウ メール（PDF形式）による方法（メール送信後、原本を持参又は郵送すること。）

上記記載の郵送は、郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。配達記録が残らない方法での郵送で、到達がない場合の責任については、入札参加者によるものとする。

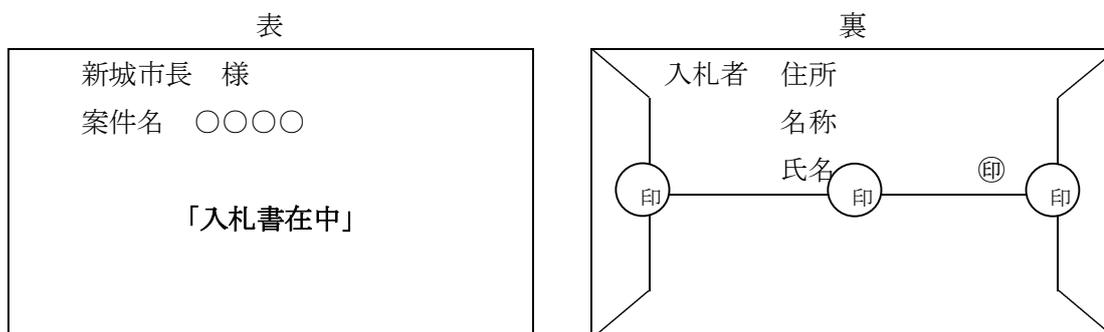
なお、上記「5 紙入札承認の基準」のただし書きに該当する者であり、かつ、その者が入札を辞退する場合には、紙入札参加承認願の提出をすることなく、後に記載する「紙入札による入札書又は辞退届の提出について」の方法により、「ICカードを取得中である内容及び入札を辞退する理由」を記載した辞退届であれば市へ提出をすることができるものとする。

7 電子入札案件の通知等について

- (1) 市は案件を発注する場合、入札参加者への指名通知、設計図書、仕様書等の送付（以下「指名通知等」という。）について、原則、共同システムで行うものとする。
- (2) 入札参加者は、案件に対し質問又は同等品申請がある場合、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）の案件は、メールで申請するものとし、あいち電子調達共同システム（物品等）の案件は、システムより申請するものとする。
- (3) 市は申請のあった質問又は同等品申請を受理した場合、共同システムから回答を行うものとする。

8 紙入札による入札書又は辞退届（以下「紙入札書等」という。）の提出について

- (1) 紙入札書等は市で定めた様式で提出するものとする。
- (2) 紙入札での参加を承認された入札参加者の紙入札書等の提出については、共同システムで設定した入札書の提出締切日時までとし、到達がなかったものについては無効とする。
- (3) 紙入札書等については、持参又は郵送による提出とし、下記（4）に記載する方法で封入した状態で持参又は郵送するものとする。また、郵送の場合、郵便書留等の配達記録が残るものを利用すること。配達記録が残らない方法での郵送で、到達がない場合の責任については、入札参加者によるものとする。
- (4) 紙入札書等の提出については、市が示した様式（日本工業規格A4判）に必要事項を記載し、記名押印の上、封書（下記記載内容のとおり）に入れて提出するものとする。



- (5) 入札者は、提出した紙入札書等の書換え、引換え又は撤回をすることができないこととする。
- (6) 入札回数が複数回となった場合の紙入札書等の提出方法は、1回目の方法と同様とする。
- (7) 再入札を行う入札において、紙入札の参加を希望する入札参加者が1回目の入札手続きで、既に紙入札参加承認願を提出し、市から承認を受けている場合、再度、紙入札参加承認願の提出は求めないものとする。

附 則

この基準は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

この基準は、令和2年1月1日より施行する。